

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		特別定額給付金給付対象者リスト
市の機関の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部政策課
個人情報ファイルの利用目的		新型コロナウイルス感染症に伴う特別定額給付金の給付に係る事務執行のため
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		申請・受給者の氏名、住所、連絡先、生年月日並びに特別定額給付金の給付方法及び振込先口座番号、給付対象者の氏名、生年月日及び続柄、代理人の氏名、住所、連絡先、生年月日及び世帯主との関係
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民票を消除されていた者で、同日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）。また、基準日において、配偶者等からの暴力等を理由に避難等をし、配偶者等と生計を別に行っている者及びその同伴者であって、基準日において市に居住してその住民票を異動していないもので、一定の要件を満たし、その旨を届け出た者。そのほか、市長が特に認める者
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		市民生活部市民課が保有する住民基本台帳ファイル情報、世帯主（申請・受給者）からの申請書及び添付資料（本人確認書類及び口座情報の写し）
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含まない
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		－
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	－
	内 容	－

様式第 1 号（第 3 条関係）

電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	☐ 有り ☒ 無し
(備考)	